

令和2年石巻市議会第3回臨時会提出議案一覧

1 条例議案（1件）

（1）第196号議案 石巻市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

<改正理由>

本市職員の給与制度については、国家公務員の給与制度を基本として改定を行ってきていることから、人事院勧告に基づき、関係する条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

ボーナスの支給月数を0.05月分引き下げるもの。

○第1条及び第2条 石巻市職員の給与に関する条例の一部改正

第28条

第1条において、一般職の期末手当の支給割合について、130/100から0.05月分引き下げ125/100とし、第2条において、前条の規定により引き下げる支給割合について、令和3年6月と12月に支給する期末手当について、支給率が均等になるように127.5/100とするもの。

○第3条及び第4条 石巻市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正

第4条

第3条において、特別職の期末手当の支給割合について、170/100から0.05月分引き下げ165/100とし、第4条において、前条の規定により引き下げる支給割合について、令和3年6月と12月に支給する期末手当について、支給率が均等になるように167.5/100とするもの。

○第5条及び第6条 石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

第7条

第5条において、特定任期付職員の期末手当の支給割合について、170/100から0.05月分引き下げ165/100とし、第6条において、前条の規定により引き下げる支給割合について、令和3年6月と12月に支給する期末手当について、支給率が均等になるように167.5/100とするもの。

○第7条及び第8条 石巻市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正 附則第2項

第7条及び第8条において、第1条及び第2条の規定により給与条例に規定する期末手当の支給割合が改正されることに伴い、文言の整理を行うもの。

なお、フルタイム会計年度任用職員の期末手当については、令和2年度及び令和3年度は経過措置として支給割合を低く設定していることから、経過措置として適用している支給割合の引き下げは行わない。

○第9条及び第10条 石巻市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正

第8条

第9条において、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合について、 $130/100$ から 0.05 月分引き下げ $125/100$ とし、第10条において、前条の規定により引き下げる支給割合について、6月と12月に支給する期末手当について、支給率が均等になるように $127.5/100$ とするもの。

なお、パートタイム会計年度任用職員の期末手当についても、令和2年度及び令和3年度は経過措置として支給割合を低く設定していることから、経過措置として適用している支給割合の引き下げは行わない。

○附則

施行期日を規定するもの。

＜公布の日から施行。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定については、令和3年4月1日から施行＞

2 予算議案（6件）

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| (1) 第197号議案 | 令和2年度石巻市一般会計補正予算（第7号） |
| (2) 第198号議案 | 令和2年度石巻市水産物地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号） |
| (3) 第199号議案 | 令和2年度石巻市市街地開発事業特別会計補正予算（第2号） |
| (4) 第200号議案 | 令和2年度石巻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| (5) 第201号議案 | 令和2年度石巻市病院事業会計補正予算（第2号） |
| (6) 第202号議案 | 令和2年度石巻市下水道事業会計補正予算（第3号） |

3 議会案（1件）

（1）議会案第2号 石巻市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

<改正理由>

本年10月の人事院勧告において、一般職の支給月数の引き下げにあわせ、指定職員の期末手当についても引き下げるよう勧告が出されたことから、これまでの議員の期末手当については、国の指定職員に準じて支給されてきており、議員の期末手当の年間支給月数について、勧告どおり引き下げるため、条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

第1条において、議員の期末手当の支給割合について、 $170/100$ から 0.05 月分引き下げ $165/100$ とし、第2条において、前条の規定により引き下げる支給割合について、令和3年6月と12月に支給する期末手当について、支給率が均等になるように $167.5/100$ とするもの。

○附則

施行期日を規定するもの。

<公布の日から施行。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行>